

琉球大学教育学部規程

〔 1972年3月17日
制 定 〕

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人琉球大学組織規則第27条第2項の規定に基づき、琉球大学学則(以下「学則」という。)に定めるもののほか、琉球大学教育学部(以下「本学部」という。)の授業科目、単位、履修方法その他必要な事項を定める。

(教育研究上の目的)

第2条 本学部は、教科に関する知識及びカリキュラムを構成する力に支えられた授業力並びに他者と対話しながら教育課題に向き合って学びの場をコーディネートする力を、関連諸分野の学修・研究及び多様な現場実践を通して習得させることにより、次の各号に掲げる人材を養成することを目的とする。

- (1) 子ども及び教育に関する臨床的課題に気付き、その解決に取り組むことができる教員
- (2) 学校の内外で、学校教育の一貫性を見据えて総合的に連携・協働に取り組むことができる教員
- (3) 学習指導及び生活指導を両輪とする実践力のある教員

(教育組織)

第3条 本学部学校教育教員養成課程に、履修上の区分として、次の各号に掲げるコースを置く。

- (1) 小学校教育コース
- (2) 中学校教育コース
- (3) 特別支援教育コース

2 小学校教育コースに、次の表に掲げる専攻及び専修を置く。

| 専攻 | 専修 |
|--------|--|
| 学校教育専攻 | 教育実践学専修、子ども教育開発専修 |
| 教科教育専攻 | 国語教育専修、社会科教育専修、数学教育専修、理科教育専修、音楽教育専修、美術教育専修、保健体育専修、技術教育専修、生活科学教育専修、英語教育専修 |

3 中学校教育コースに、次の表に掲げる専攻及び専修を置く。

| 専攻 | 専修 |
|--------|--|
| 教科教育専攻 | 国語教育専修、社会科教育専修、数学教育専修、理科教育専修、音楽教育専修、美術教育専修、保健体育専修、技術教育専修、生活科学教育専修、英語教育専修 |

4 特別支援教育コースに、次の表に掲げる専攻及び専修を置く。

| 専攻 | 専修 |
|----------|----------|
| 特別支援教育専攻 | 特別支援教育専修 |

(共通教育の授業科目の種類等)

第5条 共通教育の授業科目の種類、単位数及び履修方法は、琉球大学共通教育履修規程の定めるところによる。

(専門教育の授業科目の種類等)

第6条 専門教育の授業科目の種類、履修方法等は、別表に掲げるとおりとする。

(授業科目の公示)

第7条 各学期に開講する授業科目、授業時間、単位及び担当教員は、学期の初めに公示する。

ただし、臨時に開講する授業科目については、その都度、公示する。

(単位)

第8条 専門教育の授業科目の単位の計算は、次に掲げる基準により行う。

(1) 講義及び演習については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、演習については、教育上必要と認められる場合には、30 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文については、学修の成果を評価して単位を授与することが適当であると認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、各コース又は専修が単位数を定めるものとする。

3 前 2 項の規定に基づく各授業科目の単位数及び週時間については、別表に掲げるとおりとする。

(登録、試験、単位の認定等)

第9条 登録、試験、単位の認定等については、琉球大学各学部共通細則の定めるところによる。

(編入学)

第10条 編入学については、琉球大学編入学規程の定めるところによる。

(転入学)

第11条 転入学については、琉球大学転入学規程の定めるところによる。

(再入学)

第12条 再入学については、琉球大学再入学規程の定めるところによる。

(転学部)

第13条 転学部については、琉球大学転学部、転学科、転課程に関する規程の定めるところによる。

(転コース・転専攻・転専修)

第14条 転コース、転専攻及び転専修については、琉球大学転学部、転学科、転課程に関する規程を準用する。

(転学)

第15条 本学部の学生で、他の大学へ入学又は転入学を希望する者は、指導教員及び学部長を通じて、学長の許可を得なければならない。

(留学)

第16条 留学については、琉球大学留学等及び特別聴講学生に関する規程の定めるところによる。

(卒業の要件)

第 17 条 本学部の学生が卒業するためには、琉球大学(以下「本学」という。)に 4 年以上在学し、別表に規定する単位を修得しなければならない。

(教員免許)

第 18 条 教育職員の免許状授与の資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)の定めるところにより、別に定める単位を修得しなければならない。

(研究生)

第 19 条 研究生については、琉球大学研究生規程の定めるところによる。

(特別聴講学生)

第 20 条 特別聴講学生については、琉球大学留学等及び特別聴講学生に関する規程の定めるところによる。

(科目等履修生)

第 21 条 科目等履修生については、琉球大学科目等履修生規程の定めるところによる。

(外国人学生)

第 22 条 外国人学生については、琉球大学外国人学生規程の定めるところによる。

(指導教員)

第 23 条 学生の修学、進路、就職、学生生活等の指導のため、各専修の年次ごとに指導教員を置く。

2 前項の規定に定めるもののほか、指導教員については、琉球大学における指導教員に関する規程の定めるところによる。

附 則

～附則一部（略）～

附 則（令和 7 年 3 月 26 日）

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年度以前入学の学生については改正後の第 5 条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 3 改正後の別表の規定にかかわらず、令和 7 年 3 月 31 日に本学部に在学する者については、なお従前の例による。
- 4 第 3 項の規定にかかわらず、必要と認める場合には、在学者に令和 7 年度以降の入学者のために開設された授業科目を履修させることができる。この場合において、当該授業科目の履修を改正前の規定に基づく授業科目の履修とみなし、単位を与える。